並びに東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えられた所得税及び復興特別所得税（これらの税を	並びに東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えられた所得税及び復興特別所得税（これらの税を

を

第四十条第四項第一号	
所得税（当該所得税を	所得税（当該所得税を
及び	及び
所得税（当該所得税を	所得税（当該所得税を
第四十条第四項第三号	
所得税	所得税
第四十条第四項第四号	
所得税	所得税
租税特別措置法	租税特別措置法

に、「第四十条第十八項」を「第四十条第二十項」に、「第四十条第二十項」を「第四十条第二十二項」に、

第六十六条の七第四項第一号及び第六十六条の九第三項第一号	、法人税

第四十一条の三の四	
所得税に係る予定納税額を	所得税に係る予定納税額を
第百四条	第百四条
同条第一項	同条第一項
第四十一条の三の四第一号	
第百十一条	第百十一条
同条第一項	同条第一項
第四十一条の三の四第二号	
所得税に	所得税に
前条第一号	前条第一号
同法第百四条第一項の規定	同法第百四条第一項の規定
同項	同項
所得税の額	所得税の額
第四十一条の三の五第一項	
第百七条第一項各号	第百七条第一項各号
所得税に	所得税に
同項の規定	同項の規定
同法第百四条第一項	同法第百四条第一項